2012年6月1日

各　　位

会社名　新華ホールディングス・リミテッド
（旧社名：新華ファイナンス・リミテッド）
（URL：www.xinhuaholdings.com）
代表者　最高経営責任者（CEO）
ワン・ビン
（東証マザーズ　コード番号：9399）
連絡先：　最高財務責任者（CFO）
兼　最高執行責任者（COO）
イヴォンヌ・ワン
（電話：上海 8621-2310-0088）
連絡先：　マネージャー、IR部
濱田　拓男
（電話：03-4570-0741）

当社子会社の出資持分に関する仲裁の申立てについて

新華ホールディングス・リミテッド（以下「当社」といいます。）は、当社子会社である新華トップ・スカイ・パブリック・リレーションズ・コンサルティング（北京）カンパニー・リミテッド（以下「トップスカイ」といいます。）の出資持分に関して、中国国際経済貿易仲裁委員会上海小委員会に仲裁を申立てましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．申立ての内容とその背景について

（１）　トップスカイについて

トップスカイは、北京を本拠とする投資持株会社であり、専門的なPR活動、情報、並びに展示企画、投資企業の経営、経済情報、金融コンサルティング及び企業イメージのデザインを含むマーケットサービスの事業を手掛けています。トップスカイは、傘下に２つの子会社を保有しております。１社は、北京オリエント・アグリビジネス・コンサルタント・カンパニー・リミテッドで、農業に関する情報を提供しています。また、もう１社は上海トンシン・インフォメーション・テクノロジー・コンサルティング・カンパニー・リミテッドで、金属商品に関する情報提供サービスを提供しています。2011年12月期において、トップスカイ及びその子会社の売上高はグループ全体の23.53%を占め、その営業損失はグループ全体の6.23%を占めていました。

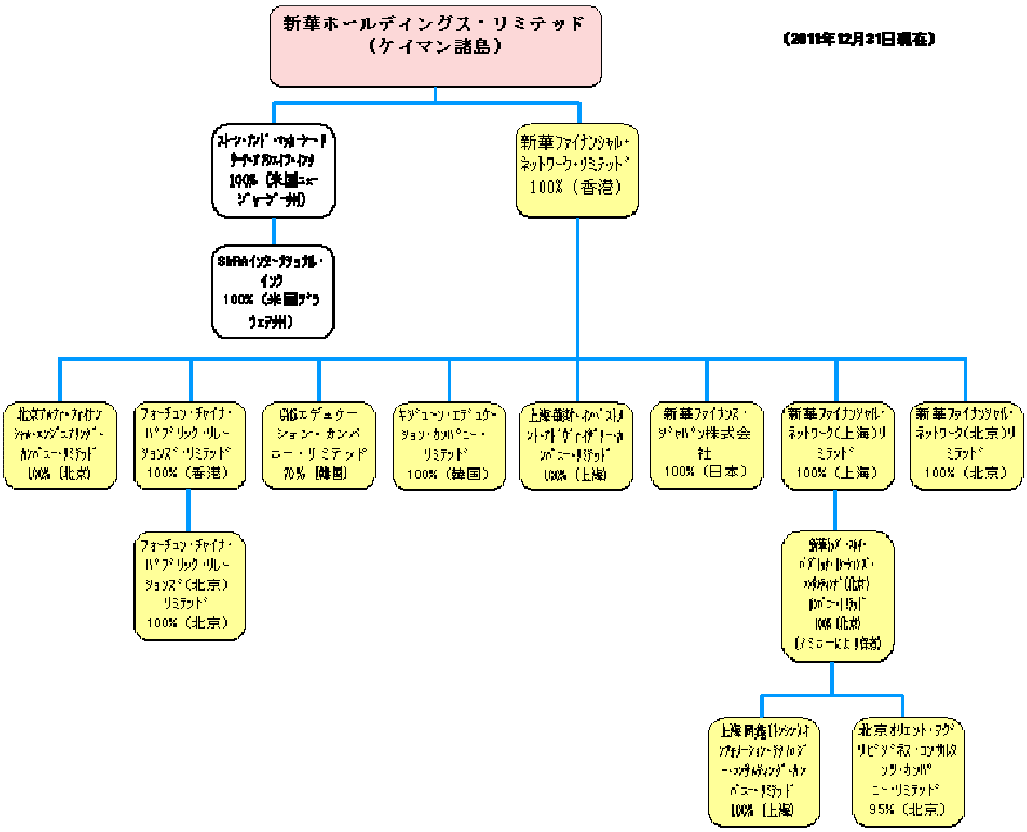

トップスカイは2005年７月に英領バージン諸島籍のハイ・アジア・インベストメント・リミテッド（以下「ハイ・アジア」といいます。）によって設立されました。ハイ・アジアは、現在、当社が間接保有する完全子会社です。その後、2011年７月に、当社の経営戦略を変更し、トップスカイの出資持分を中国国内法人により保有することにしたことから、ハイ・アジアが保有するトップスカイの出資持分は新華ファイナンシャル・ネットワーク（上海）リミテッド（以下「新華ファイナンシャル上海」といいます。）に譲渡されました。同時に、新華ファイナンシャル上海は、中国国籍を持つ当社グループの従業員である３名の自然人と複数の契約を締結し、当該３名がトップスカイの株主として登録されました。実際には、当該３名は新華ファイナンシャル上海のノミニー（名義人）株主として出資持分を保有しておりました。なお、Ms. Yang Yu (杨渝)を含む当該３名によるトップスカイの出資持分比率は約３分の１ずつです。

（２）　ノミニーストラクチャーを採用した理由及びその内容

ノミニー（名義人）株主を通じて持分を保有するという「ノミニーストラクチャー」のもとでは、会社の出資持分は、実質保有者に代わって持分を保有するノミニー（名義人）を通じて保有されます。一般に、支配を実効的なものとするため、実質保有者とノミニー株主の間でいくつかの契約が締結されます。

2011年７月、当社の完全子会社である新華ファイナンシャル上海は、各ノミニー株主と次の４つの契約等を締結しました。

①　トップスカイの出資持分を取得するために、ノミニー株主が新華ファイナンシャル上海に対して一定の金額を支払う旨約する担保付約束手形

②　保有するトップスカイの出資持分の全てを、①の担保付約束手形の全額支払の担保として差し入れることにノミニー株主が同意する株式担保契約

③　新華ファイナンシャル上海が随時書面で指定する者をノミニー株主の弁護士として指名し、かつ、トップスカイの出資持分から生じるノミニー株主の権利を行使するためにノミニー株主のために行動する権限を当該指名を受けた者に与えることをノミニー株主が同意する代位契約

④　トップスカイのノミニー株主の出資持分の全部又は一部を、自らの裁量のみで購入する権利を新華ファイナンシャル上海に与えることにノミニー株主が同意する株式独占購入オプション契約

当社は、これらの契約に基づき、トップスカイ並びにその子会社及び関連会社に関してノミニー株主が有する持分については、当社が第一次的な実質保有者であると考えており、したがって、当社グループの財務諸表において、これらの会社の財政状態及び経営成績を連結しています。

なお、トップスカイ並びにその子会社及び関連会社が行う事業は、当社がノミニーストラクチャーを採用しなくても、中国法に照らして適法に実施することができます。ノミニーストラクチャーを採用したのは、純粋に経営の効率性のためです。

（３） トップスカイに関する議論について

新華ファイナンシャル上海は、2012 年 1 月、トップスカイ並びにその子会社及び関連会社を含む企業に対する支配力を実質保有者に与えるという面において、ノミニーストラクチャーは株式の直接保有ほど効果的ではないと考え、上記（１）のノミニー株主らの交代を希望し、当該ノミニー株主らにトップスカイの出資持分を新華ファイナンシャル上海に返還するための書類に署名するように要請しましたが、当該ノミニー株主らの一部はこれを拒絶しました。そこで、新華ファイナンシャル上海は、その法的権利を回復し、実質株主としての権利を行使するため、同社と当該ノミニー株主らの間で締結された取り決めに基づき、中国国際経済貿易委員会上海小委員会に対し、当該ノミニー株主の１人である Ms. Yang Yu（杨渝）を相手として、仲裁を求める申立てを行いました。

２．仲裁申立ての相手方等

（１） 申立て日：2012 年５月 10 日

（２） 相手方：Ms. Yang Yu（杨渝）

（３） 申立て先：中国国際経済貿易仲裁委員会上海小委員会

（４） 申立ての内容：

①杨渝氏に対し、同氏が新華ファイナンシャル上海のためにトップスカイの 33.33％の出資持分を保有していることを確認することを求める。

②杨渝氏に対し、仲裁費用の負担を求める。

３．今後の見通しについて

通常、仲裁手続きには約２ヶ月を要すると言われておりますが、予見し得ない要因により、実際の手続きはさらに長期間に及ぶ場合があります。また、当社といたしましては、ノミニー株主に対する仲裁を申し立てた直後であり、このような初期段階で結果を予想することは適切ではないと考えています。

当社は、依然としてノミニー株主が保有するトップスカイの出資持分について第一次的な実質保有者であると考えており、したがって、仲裁は申し立てたものの、現段階では当社グループの連結財務諸表に同社並びにその子会社及び関連会社の財政状態及び経営成績を連結しています。しかし、仲裁の結果次第では、同社並びにその子会社及び関連会社の財政状態及び経営成績を連結できないこととなる場合があり、当社グループの財政状態及び経営成績が悪影響を受ける可能性があります。さらに、当該仲裁に関連する約 33 千ドルの費用が当社の経営成績に影響を与えることが考えられます。

以上

新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは主に中国において事業を展開しているグループ企業です。当社は金融サービス、農業関連及び教育関連の事業分野において商品並びにサービスを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、上海に事業本部を構え、中国、香港、日本、韓国及び米国に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。
詳細は、ウェブサイト：http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。